

令和元年度 交通安全県民運動 高齢者の交通事故防止運動実施要領

運動の目的

この運動は、全ての県民が、高齢者の身体機能や運転特性に関する認識と理解を深め、高齢者に対する思いやりのある運転等を励行するとともに、高齢者自身が身体機能の変化を認識した安全運転や安全行動の実践を習慣づけることにより、高齢者の交通事故防止を図ることを目的とする。

運動の期間

令和元年11月1日（金）から11月21日（木）までの21日間
一斉行動日 11月1日（金）・11月18日（月）

運動の重点

- (1) 反射材着用の推進
- (2) 道路横断時の安全確認の徹底
- (3) 横断歩行者の保護と早めのライト点灯
- (4) 高齢運転者の交通事故防止



平成30年度島根県交通安全協会主催 交通安全ポスターコンクール入賞作品
池田明里さんの作品（江津市立郷田小学校4年生）

～広げよう 事故ゼロしまねの 思いやり～

主唱 島根県交通安全対策協議会

推進事項

運動の重点	推 進 事 項
① 反射材着用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夕暮れ時から夜間に外出するときは、明るい服装に心がけ、反射タスキ・リストバンドなどの反射材を着用し、懐中電灯の携行に努める。 ○ 反射材の効果が実感できる交通安全講習や広報啓発などを積極的に行い、地域住民自らが率先して、反射材を着用しようという気運の醸成を図る。 ○ 高齢者世帯訪問活動や家庭・地域において、高齢者に反射材の着用を促す。
② 道路横断時の安全確認の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩行者・自転車利用者は、道路の横断前や横断中も左右の安全を確認し、斜め横断や車の直前直後からの横断はしない。 ○ 道路を横断するときは、近くに信号機のある交差点や横断歩道がある場合は、遠回りでもそこを横断する。 ○ 家庭・地域において、道路横断時の安全確認の徹底など、高齢者の安全行動を促す「声かけ」を励行する。
③ 横断歩行者の保護と早めのライト点灯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転者は、特に夕暮れ時・夜間は歩行者や自転車が見えにくいことを認識し、スピードダウンを励行する。 ○ 運転者は、横断歩道の手前では減速して横断歩行者に備え、横断しようとする歩行者がいる場合は、必ず一時停止して、横断歩行者の安全を守る。 ○ 運転者は、高齢者を見かけた時は減速や安全確認を徹底し、高齢者の動きに対応できる運転を実践する。 ○ 運転者は、日没の1時間前を目安に早めのライト点灯を心がけ、歩行者に車の存在を早期に認識させる。 ※ライト点灯目安時間～(11月)午後4時30分 ○ 運転者は、道路環境や対向車に配慮し、こまめな上向きライト(ハイビーム)への切り替えを実践する。 ※照射範囲～ハイビーム…約100メートル ロービーム…約 40メートル
④ 高齢運転者の交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加齢に伴う身体機能への影響を自覚し、自分の運転能力に応じた慎重な運転に努める「補償運転」※1の励行など、高齢者に向けた安全教育及び広報啓発活動を実施する。 ○ 高齢運転者向け安全運転サポート車(サポカーS)の普及啓発を行う。 ○ 運転に不安を感じている高齢運転者に対して、家庭内で話し合い、運転免許自主返納や運転適性相談※2を検討する。 ○ 70歳以上の運転者は「高齢運転者マーク」を表示し、周囲のドライバーは、同マークを表示している車に対して幅寄せや割り込み等の運転をしない。

※1 『補償運転』

運転技能の低下等を補う運転のことで、具体的には

- 「夜間・雨天の運転を控える(運転制限)」
- 「余裕を持った運転計画をたてる(運転準備)」
- 「後続車が迫って来たら脇によけて先に行かせる(避難運転)」
- 「ラジオなどを聞かずに運転する(運転集中)」などがあります。



※2 『運転適性相談』

自動車の運転に関して不安のある方やその家族の皆様のための相談窓口が、運転免許センターに設けられています。

島根県運転免許センター(松江市打出町) ☎0852-36-7400
 島根県西部運転免許センター(浜田市竹迫町) ☎0855-23-7900